

2025年度版

越前市企業支援ガイド

ECHIZEN CITY BUSINESS SUPPORT

- ・生産施設等の新規立地、事業拡大、能力強化等をしたい
- ・新たな販路を開拓したい
- ・越前市内で創業したい
- ・事業に必要な資金(運転資金・設備資金)を借りたい

市内中小企業の皆さまを応援します

目 次

○越前市産業支援メニュー（補助金）

企業誘致・成長加速化補助金P1

サテライトオフィス誘致補助金P2

小規模事業者未来開拓サポート補助金P3

○制度融資・利子補給制度の一覧P4

○越前市総合計画2023P5

生産施設などの新規立地、事業の拡大等をしたい

企業誘致・ 成長加速化補助金

越前市内で生産施設(工場)や研究開発施設等の新設・増設を行う場合、
越前たけふ駅周辺エリア※でホテルや商業施設等の新設を行う場合など
補助金を交付します。

※ 南越駅周辺まちづくり計画で定める区域

ポイント



- ・補助率は県内トップクラスの最大20%、1回の限度額が最大5億円（越前たけふ駅周辺エリア研究開発施設の場合）
- ・市内全域エリアにおける中小企業の交付要件(投下固定資産額)が、3億円以上から5,000万円以上に引下げ
- ・補助金交付要件として建屋の建設を追加（越前たけふ駅周辺エリアのテナント入居を除く）
- ・越前たけふ駅周辺エリアにおいては商業施設としてテナントに入居する場合も補助対象に追加（中小・小規模企業者のみ）
- ・県外からのUIターン者を新規雇用した場合、補助金を加算（市内全域エリアのみ）
- ・福井県の成長産業立地促進補助金と併用可能

対象経費



- ・市内全域 工場等の新增設に係る土地の取得費、造成費、建物建設費
- ・越前たけふ駅周辺エリア 研究開発施設の新設に係る土地の取得費、造成費、建物建設費、機械設備等設置費
ホテル、商業施設等の新設に係る土地取得費、造成費、建物建設費
テナント入居に係るテナント外装・内装費、機械設備等設置費、備品購入費(10万円未満の消耗品は除く)

あわせて
チェック



工場等の新增設に伴い増加する電気料金に対する補助や、固定資産税の不均一課税制度が
ございます。詳しくはお問い合わせください。
市内全域の補助区分においては、建屋とその付帯設備以外の償却資産は補助対象経費には
該当しません。



制度情報ページ

補助対象事業			補助対象経費	補助金の額	補助限度額等	申請時期	
区分	内容/交付要件						
企業誘致・成長加速化補助金（※1）	市内全域エリア	生産施設	新設・増設時の補助 (交付要件) ・投下固定資産額3億円以上 ・建屋建設 ・選択交付要件(※2)	・土地取得費・造成費 ・建物建設費	補助対象経費に係る5年分の固定資産税相当額の50% (5年間の分割交付) (※3、4)	—	随時
		研究開発施設					
		情報通信関連施設					
		中小・小規模企業者	新設・増設時の補助 (交付要件) ・投下固定資産額5000万円以上 ・建屋建設 ・選択交付要件(※2)				
	加算措置		新規雇用者のうち、UIターン者 50万円/人（限度額:2,000万円）				
	越前たけふ駅周辺エリア	研究開発施設	新設時の補助 (交付要件) ・投下固定資産額25億円以上 ・建屋建設	・土地取得費・造成費 ・建物建設費 ・機械設備等設置費	補助対象経費の20%	5億円	随時
		ホテル 商業施設 物流施設 (R8.3.31着工分まで)	新設時の補助 (交付要件) ・投下固定資産額3億円以上 ・建屋建設	・土地取得費・造成費 ・建物建設費		4億円	
		中小・小規模企業者	新設時の補助 (交付要件) ・投下固定資産額500万円以上 ・建屋建設			1,000万円	
		商業施設（テナント入居） ※中小・小規模企業者のみ	入居時の補助 (交付要件) ・投下固定資産額500万円以上	・テナント外装・内装費 ・機械設備等設置費 ・備品購入費(10万円未満の消耗品は除く)			
	その他の要件等		（※1）操業後10年以上事業を継続すること。テナント入居は5年以上。 県内に初めて工場・施設等を設置する指定企業は、操業開始日から3年経過後に補助金交付申請書を提出できる。 （※2）以下のいずれか1つ以上に該当すると認められること。 ①UIターン者の増加に寄与 ②DX、労働力不足に対する省人化、脱炭素に寄与する事業活動 （※3）固定資産税相当額と実際の固定資産税額とは異なります。 5年分の固定資産税想定額＝補助対象経費×2.2×1.6%（ただし、都市計画区域外の立地の場合は1.4%） （※4）補助金の額は、次の計算式で得られた額とする。 補助金の額＝5年分の固定資産税相当額×50%				

越前市でサテライトオフィスを開設・運営したい

サテライトオフィス 誘致補助金

越前市内にサテライトオフィスを開設・運営する県外事業者に対して、オフィス開設に係る経費の一部を補助します。

ポイント



- ・補助対象事業者 ①市内にオフィス※を設置する県外事業者
(※オフィス:IT関連業務や事務系業務を実施する事業所等)
- ②オフィス設置が次のいずれかであること
ア)新規立地
イ)新規立地時の事業開始から10年以内に着手する2回目以降の新設または増設
- ③事業開始1年以内に新規に3名以上(新規に雇用する者が県内へのUIターン者であるときは1名以上)を雇用すること
- ④5年以上、事業を継続すること(5年以内に撤退した場合は補助金返還)

対象経費



- ・土地建物の取得費又は改修費・賃借料
- ・事務機器等の取得費・リース料
- ・通信回線料

チェック
あわせて



- ・土地売買やオフィスの賃貸借等の契約締結後の補助金交付申請は受け付けませんので、事業着手前に申請内容について事前にご相談ください。
- ・交付を受けた翌年度から5年間は事業状況報告書の提出が必要です。

補助対象事業		補助対象経費	補助金の額	補助限度額等	申請時期
区分	内容				
サテライトオフィス 誘致補助金	市内にオフィスを設置する 県外事業者	サテライトオフィス開設経費の補助 (交付要件) ・事業開始1年以内に新規雇用3人 以上 (UIターン者であるときは1人) ・5年以上、事業を行うこと。	土地建物の取得費又は改修費 土地建物の賃料 事務機器等の取得費 事務機器等のリース料	補助対象経 費の50%	【1人以上】 (UIターンのみ) 750万円 3年間 【3人以上】 1,500万円 3年間 随時
			通信回線料	補助対象経 費の100%	
	加算措置	UIターン者の新規雇用 30万円/人(限度額:270万円) 子育て世帯(UIターン者)の雇用 最大50万円/世帯(限度額:450万円) 住居賃借料(UIターン者・12か月) 50%(限度額:180万円)			



制度情報ページ

メルマガ「越前ブランドネットワーク」(EBN)にご登録ください!

市や県、国などの企業支援情報や各種補助制度、展示商談会・セミナーなどのお役立ち情報を随時メールで配信中です。
【登録方法】市産業政策課までメールにてお申込みください。(無料)

市産業政策課メールアドレス

syookou@city.echizen.lg.jp

新たなビジネスを始めるための設備等を導入したい

小規模事業者 未来開拓サポート 補助金

伴走支援機関^{※1}と連携し作成した補助事業計画に基づき、創意工夫を凝らした様々な手法により経営革新を目指す事業に取り組む小規模事業者に対して補助金を交付します。

(※1:武生商工会議所、越前市商工会、市内の金融機関)

ポイント



- ・補助対象者 …市内に主たる事務所又は事業所を有する小規模事業者^{※2}
(※2:商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の定めによる。)
- ・補助区分毎の補助要件
 - 新規創業者枠…創業から1年未満又は実績報告までに創業する者であって、認定特定創業支援等事業^{※3}による支援を受けたことの証明を実績報告時までに受けている者
(※3:市の創業支援等事業計画において、市以外の者が実施する創業支援等事業として定める事業)
 - 事業承継枠 …事業承継から1年未満又は実績報告時までに事業承継を行い、かつ、新事業展開を行う等の経営革新に取り組む者
 - 生産性向上枠…DX、脱炭素、デザイン経営等の経営革新につながる手法を取り入れ、事業拡大や新規事業などの生産性向上を目的とした事業計画を作成している者
- ・補助金交付決定日以前に実績のあるものは補助対象外です。
- ・同一年内に、国の小規模事業者持続化補助金等の他の補助金の交付を受けた補助事業は申請できません。
- ・申請書提出前に、事業内容を担当者にご相談ください。

対象経費



- 補助事業の遂行に必要な以下の経費
- ①機械装置・ソフトウェア等費 ②広報費 ③展示会等出展費 ④旅費 ⑤開発費 ⑥資料購入費 ⑦雑役務費
 - ⑧借料 ⑨専門家謝金 ⑩専門家旅費 ⑪車両購入費 ⑫委託費 ⑬外注費

あわせて
チェック



- ・補助金交付申請は、5月から9月の各月毎に計5回の受付期間を設けます。
(※申請状況によっては回数を変更する場合があります。)
- ・申請受付後に事業所を訪問し、申請内容について面談させていただきます。
- ・審査員による書類審査を行い、一定の評点を獲得した事業について補助金を交付します。
- ・交付を受けた翌年度から2年間は事業状況報告書の提出が必要です。

補助対象事業			補助対象経費	補助率	補助限度額等	申請時期
区分	内容					
小規模事業者 未来開拓サポート補助金	新規創業者枠	・創業から1年未満または実績報告を行う日までに創業する者 ・実績報告を行う日までに認定特定創業支援事業による支援を受けたことの証明を受けている者	・機械装置、ソフトウェア等費 ・展示会等出展費 ・広報費・旅費・開発費 ・資料購入費・雑役務費 ・賃料・専門家謝金 ・車両購入費・委託費 ・外注費	2/3以内	40万円	伴走支援機関経由 受付期間5～9月の5回
	事業承継者枠	・事業継承から1年未満または実績報告を行う日までに事業継承する者				
	生産性向上枠	DX、脱炭素、SDGs、デザイン経営等の経営革新につながる手法を取り入れた生産性向上につながる事業計画を策定すること。	1/2以内	30万円		



制度情報ページ

事業に必要な資金(運転資金・設備資金)を借りたい

制度融資 利子補給制度

市内の中小・小規模企業者に対し事業に必要な資金の融資を行います。
また、各種対象融資の返済を行う事業者に対して、金利負担を軽減するため、利子補給金を交付します。

制度融資	融資名称		融資限度額	融資利率	返済期間	融資申込先
	中小企業等 未来開拓 サポート資金	運転	2,000万円	2%	5年以内	市内の各銀行・ 信用金庫
		設備・併用	3,000万円※		10年以内	
	小規模企業者支援特別資金		2,000万円	1.4%以下 ※県中小企業育成資金(小口)の利率に準じる(R7.4.1現在)	7年以内	

※ただし、運転・設備併用資金の場合、運転資金に相当する部分は、1,000万円まで

利子補給制度	対象融資		補給内容		融資申込先
	中小企業等 未来開拓 サポート資金 (※交付条件有)	運転	借入残高の 1.5% 3年間		市内の各銀行・ 信用金庫
		設備	借入残高の1.5% 5年間		
	小規模企業者支援特別資金		1年間 全額		
	マル経融資	運転	1年間	1%か 支払利子額の1/2の いずれか多い額	武生商工会議所・ 越前市商工会
		設備	2年間		
	女性、若者/シニア企業家支援資金		2年間	全額 (累計20万円まで)	日本政策金融公庫
	中小企業経営力強化資金				

※中小企業等未来開拓サポート資金融資利子補給金交付条件一覧

対象要件など、詳しくは以下までお問合せください。

	補給対象者	要件	各助成金、制度の問合せ先
①	まちなか出店促進支援事業 助成金対象企業	指定エリアでの出店等に関する工事に係る費用が150万円以上	まちづくり武生(株) 0778-25-6802
②	越前市健康すまいる事業 取組達成事業所	健康経営の重要性を認識し、従業員等の健康維持・増進のため、事業所自ら設定した項目を取組目標とし、達成していること。(※登録申請は毎年5月末が受付切です。)	健康増進課 0778-24-2221
③	越前市輝く女性活躍応援団 登録事業所	女性が働きやすい職場づくりのため、女性の活躍支援計画を作成し、積極的に取り組んでいること	市民協働課 0778-22-3293
④	福井県「社員ファースト企業」宣言 登録事業所	働きやすい職場環境づくりに取り組むため、働き方改革に向けた宣言、取り組み内容について県に報告していること	産業政策課 0778-22-3047
⑤	環境省「脱炭素アドバイザー」 配置事業所	企業の脱炭素化に向けた取り組みに関してのアドバイスができる環境省認定の資格習得者を正社員雇用していること	環境政策課 0778-22-5342



制度融資の手引き

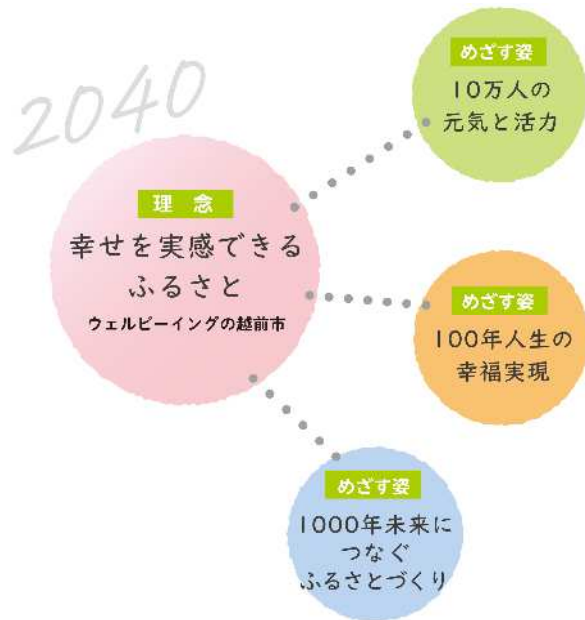
「越前市総合計画2023」

幸せを実感できるふるさと
－ウェルビーイングの越前市－

元気と活力に満ちた地域の産業で働き、健やかで幸せに暮らす。そして、未来へつなげる子供たちを大切に、地域の人々とつながり、安全で安心して住み続け、幸福実感(ウェルビーイング)を実現する－

2040年そんなふるさと越前市を目指し、活力あふれる地域産業づくりに取り組みます。

【体系図】



基本構想 ＜2040年に向けて＞	基本計画 ＜2023年度～2027年度の5年間＞	
2040年に向けて 取り組むテーマ	36の政策	今後5年間に取り組むプロジェクト
地域の宝を ブランドに	政策1 ふるさとブランディング 政策2 観光誘客 政策3 歴史文化の保存と活用 政策4 生涯の芸術文化活動	1 文化振興宣言プロジェクト 2 Uターン・U就職プロジェクト
	政策5 次世代産業の活性化 政策6 伝統産業の振興 政策7 いま・き・こ・く・く・く 政策8 農業経営の高度化 政策9 次世代への継承 政策10 出稼にやさしい環境 政策11 里地里山の保全と活用	3 観光産業振興プロジェクト 4 有機農業拡大プロジェクト
	政策12 地域での支え合い 政策13 高齢者の元気増進 政策14 障がい者の活躍支援 政策15 健康づくり	5 越前たけふ駅周辺開発プロジェクト 6 100年人生健康で長寿プロジェクト
	政策16 子育て・子育ての応援 政策17 子育ての支援 政策18 子育ての教育 政策19 子育ての学び 政策20 生涯のスポーツ	7 こどもまごころ応援プロジェクト 8 安全安心で豊かなまちづくりプロジェクト
活力あふれる 地域産業	政策21 土地利用と都市構造 政策22 道路網の整備 政策23 地域交通ネットワーク 政策24 住宅支援の充実 政策25 暮らしを支える上下水道 政策26 地域の防災 政策27 治水・環境の向上 政策28 消防・防災・交通安全 政策29 暮らしの安心	9 まちなか「あそべる、くらせる」プロジェクト 10 地域交通最適化プロジェクト
	政策30 行政自治と市民活動 政策31 人材育成と男女共同参画 政策32 多文化共生 政策33 経営的な行政 政策34 DXによる市政刷新 政策35 広域連携の推進 政策36 幸福実現市政の推進	11 脱炭素チャレンジプロジェクト 12 楽しい居場所づくりプロジェクト
	政策37 子育て・子育ての応援 政策38 子育ての支援 政策39 子育ての教育 政策40 子育ての学び 政策41 生涯のスポーツ	
	政策42 子育て・子育ての応援 政策43 子育ての支援 政策44 子育ての教育 政策45 子育ての学び 政策46 生涯のスポーツ	
すこやかで 幸せな暮らし	政策47 子育て・子育ての応援 政策48 子育ての支援 政策49 子育ての教育 政策50 子育ての学び 政策51 生涯のスポーツ	
	政策52 子育て・子育ての応援 政策53 子育ての支援 政策54 子育ての教育 政策55 子育ての学び 政策56 生涯のスポーツ	
	政策57 子育て・子育ての応援 政策58 子育ての支援 政策59 子育ての教育 政策60 子育ての学び 政策61 生涯のスポーツ	
	政策62 子育て・子育ての応援 政策63 子育ての支援 政策64 子育ての教育 政策65 子育ての学び 政策66 生涯のスポーツ	
未来へつづく 子育て・教育	政策67 子育て・子育ての応援 政策68 子育ての支援 政策69 子育ての教育 政策70 子育ての学び 政策71 生涯のスポーツ	
	政策72 子育て・子育ての応援 政策73 子育ての支援 政策74 子育ての教育 政策75 子育ての学び 政策76 生涯のスポーツ	
	政策77 子育て・子育ての応援 政策78 子育ての支援 政策79 子育ての教育 政策80 子育ての学び 政策81 生涯のスポーツ	
	政策82 子育て・子育ての応援 政策83 子育ての支援 政策84 子育ての教育 政策85 子育ての学び 政策86 生涯のスポーツ	
安全で安心して 住み続けられる まち	政策87 子育て・子育ての応援 政策88 子育ての支援 政策89 子育ての教育 政策90 子育ての学び 政策91 生涯のスポーツ	
	政策92 子育て・子育ての応援 政策93 子育ての支援 政策94 子育ての教育 政策95 子育ての学び 政策96 生涯のスポーツ	
	政策97 子育て・子育ての応援 政策98 子育ての支援 政策99 子育ての教育 政策100 子育ての学び 政策101 生涯のスポーツ	
	政策102 子育て・子育ての応援 政策103 子育ての支援 政策104 子育ての教育 政策105 子育ての学び 政策106 生涯のスポーツ	
つながりが 心地よいふるさと	政策107 子育て・子育ての応援 政策108 子育ての支援 政策109 子育ての教育 政策110 子育ての学び 政策111 生涯のスポーツ	
	政策112 子育て・子育ての応援 政策113 子育ての支援 政策114 子育ての教育 政策115 子育ての学び 政策116 生涯のスポーツ	
	政策117 子育て・子育ての応援 政策118 子育ての支援 政策119 子育ての教育 政策120 子育ての学び 政策121 生涯のスポーツ	
	政策122 子育て・子育ての応援 政策123 子育ての支援 政策124 子育ての教育 政策125 子育ての学び 政策126 生涯のスポーツ	

2040年に向けて
取り組むテーマ

活力あふれる地域産業 －地域産業をさらに活性化し、ふるさとの活力を高める－

2023年度から2027年後までの5年間に取り組む政策

政策 次世代産業の活性化

●政策の目的

伝統産業から先端産業まで幅広い産業が活力に満ち、産学官金が連携したネットワークを強化するとともに事業所を積極的に支援し、新たな産業と新たな価値を創造する産業都市を目指します。

●取組の方針

- (1)「デザイン経営」の実践に向けた事業の推進
- (2)バランスの良い産業構造の構築に向けた企業立地の促進
- (3)中小・小規模事業者の安定した経営基盤構築に向けた支援
- (4)減少している事業所数への対応

政策 いきいき働く仕事

●政策の目的

慢性的な人手不足が続く雇用環境に対して、ハローワークや商工団体、教育機関との連携により、市内企業への就職・就業の支援やUターン・U就職の推進による労働力の確保とワークライフバランスの充実に努めます。

●取組の方針

- (1)多様な働き方への支援
- (2)労働力の確保
- (3)事業の持続的発展・事業承継を支援
- (4)高齢者の就業場所の確保

MEMO



産業政策課

〒915-8530 越前市府中一丁目13-7
TEL 0778-22-3047 / FAX 0778-22-5167